⑸　Time-limit for submission of materials relating by mail : 13 : 00　11 Nov. 2021

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　7 Jan. 2022 (tenders brought with 13 : 00　7 Jan. 2022 or tenders submitted by mail 13 : 00　7 Jan. 2022)

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cyo Chuo-ku Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2528

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年９月６日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　岡村　次郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　朝日温海道路９号トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　新潟県村上市遠矢崎地先～立島地先

⑷　工事内容

トンネル工（ＮＡＴＭ掘削・支保）321m
覆工・防水工　84m
インバート工　289m
坑門工　１式
坑内付帯工　１式
仮設工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から760日間

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

また、本工事は、一次審査段階で企業の技術力評価とともに技術提案に係る施工計画①を評価する試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

８）本工事は、施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。なお、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

９）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。

10）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

11）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

12）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。

13）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

14）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。

15）本工事は、ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

２　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　下記１）～14）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力及び技術提案に係る施工計画①について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～14）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価及び技術提案に係る施工計画①の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成18年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⑷から⑹の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑷　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。

⑸　内空断面積（覆工後の内空断面積（代表値））が65㎡以上であること。

⑹　施工延長（掘削かつ覆工）が200m以上であること。

なお、⑷から⑹は同一トンネルであること。

６）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　平成18年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

８）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。